

建築基準法施行令第二百二十条の九第一項の規定に基づき、安全上及び防火上支障がない構造の蓄電池を定める件の一部を改正する告示案新旧対照条文  
 建築基準法施行令第二百二十条の九第一項の規定に基づき、安全上及び防火上支障がない構造の蓄電池を定める件（国土交通省告示第四百七十二号）  
 （抄）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>安全上及び防火上支障がない構造の蓄電池は、消防法第三章の二に規定する危険物保安技術協会が蓄電池に必要な火災安全性能を確認した型式のもので、次の表(1)欄に掲げる製造者により製造された同表(3)欄に掲げる番号を付されたものとする。</p>			
(1)	製造者	(1)	製造者
	日本ガイシ株式会社		日本ガイシ株式会社
	(略)		(略)
	<u>MLN G50E4-29E</u>		
	<u>MLN G50E4-30E</u>		
	<u>MLN G50E4-27E</u>		
	<u>MLN E50E4-27F</u>		
	<u>MLN G50E4-27J</u>		
	<u>MLN E50E4-27L</u>		
(3)	蓄電池の型式番号	(3)	蓄電池の型式番号